

福山市告示第355号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び福山市税条例（昭和41年条例第89号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、地方税法又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる指定地域に居住し、又は所在する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が2026年（令和8年）7月28日以後に到来するものについては、市長が別に告示で定める期日までその期限を延長するので、条例第7条第2項の規定により告示します。

2026年（令和8年）8月24日

福山市長 枝 広 直 幹



指定地域

熊本県八代市、宇土市、宇城市及び八代郡氷川町